

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

#### 奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第二十三号を二号ずつ繰り上げ、同項第二十四号中「（第十八号に掲げる指定を除く。）」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第二十五号を同項第二十三号とし、同項第二十六号を同項第二十四号とする。

第四条第一項中「（ただし、法律第二十五条第二項各号に規定するものを除く。）」を削り、「委任し」を「委任し、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第二十五条第二項各号に掲げる事務については、この限りでない。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。